

資料30 松本空港消火救難対策実施要領

(目的)

第1条 本要領は、松本空港内における航空機事故、地震等による災害又は建物火災等（以下「緊急事態」という。）に際し、松本空港管理事務所職員及び松本空港内に事務所、営業所等を有する現地関係機関の職員を隊員として編成する松本空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(編成)

第2条 消火救難隊には、隊長1名、副隊長1名をおくほか、次の各班をもって編成し、各班の担当業務は別表第1のとおりとする。

(1) 通報連絡班 (2) 消火班 (3) 救護誘導班 (4) 警備班

2 隊長は松本空港管理事務所長を、副隊長は国土交通省東京航空局松本空港出張所長をもってあて、班長は隊員の中から隊長があらかじめ指名するものとする。

3 各班の編成は別表第2のとおりとする。

(隊員の選任等)

第3条 現地関係機関の長は、当該機関の職員のうちから隊員をあらかじめ選任し、隊長に届け出るものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 現地関係機関の長は、隊長の指示があるときは、隊員以外の人員派遣及び車両等の機材の提供について協力するものとする。

(任務等)

第4条 隊長は緊急事態の発生により消火救難活動の必要を認めたときは、速やかに現地関係機関の長に対し、隊員の出動を要請し、緊急配備につかせるとともにその活動を命じ、隊員を指揮監督するほか、本部の任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長の職務を補佐するとともに、隊長不在のときはその職務を代行する。

3 班長は、隊長の命に基づき班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるものとする。

4 班員は、班長の指揮のもとに各々その与えられた任務達成のため行動するものとする。

(事故の通報及び応急処置)

第5条 隊員は、緊急事態の発生を発見したとき又はそのおそれのあるときは、別表第3により、速やかに口頭もしくは電話等をもって事故発生を隊長に通報するとともに、被害防止のため臨機応変の処置をとらなければならない。

(隊員の出動)

第6条 隊員は、隊長より出動の要請があった場合は、航空機事故にあつてはエプロン、地震等による災害又は建物火災にあつては駐車場、その他の事故のときは別に指定する集合地点に速やかに集合し、隊長の指示を受けるものとする。

(消火救難器材の整備)

第7条 各班長は、事故等の発生に備え、その任務達成上必要な器具、備品等について常時点検するとともに、これを整備しておかなければならない。

(隊員の表示)

第8条 隊員は、出動およびその行動にあたっては、所定の腕章をつけその身分を表示するものとする。

(演習)

第9条 消火救難隊は、隊長の指揮のもとに、定期的に総合訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 航空機給油取扱所における対応は、別に定める「航空機給油取扱所における地震等の災害時措置要領」によるものとする。

(その他)

第11条 隊長は、必要に応じてこの要領を実施するための実施細目を、別途定めることができる。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月17日から施行する。

別表第1

各班の担当業務

班 名	担 当 業 務 内 容
通 報 連 絡 班	関係機関への通報連絡、事故に関する情報収集、各班との連絡調整、報道関係者への対応
消 火 班	消火活動及び現場保存のための整備
救 護 誘 導 班	事故現場での罹災者の救護、旅客等の避難及び誘導
警 備 班	関係者以外の空港内立入規制、待合客、見学者等部外者の避難誘導と立入規制、車両の誘導整理

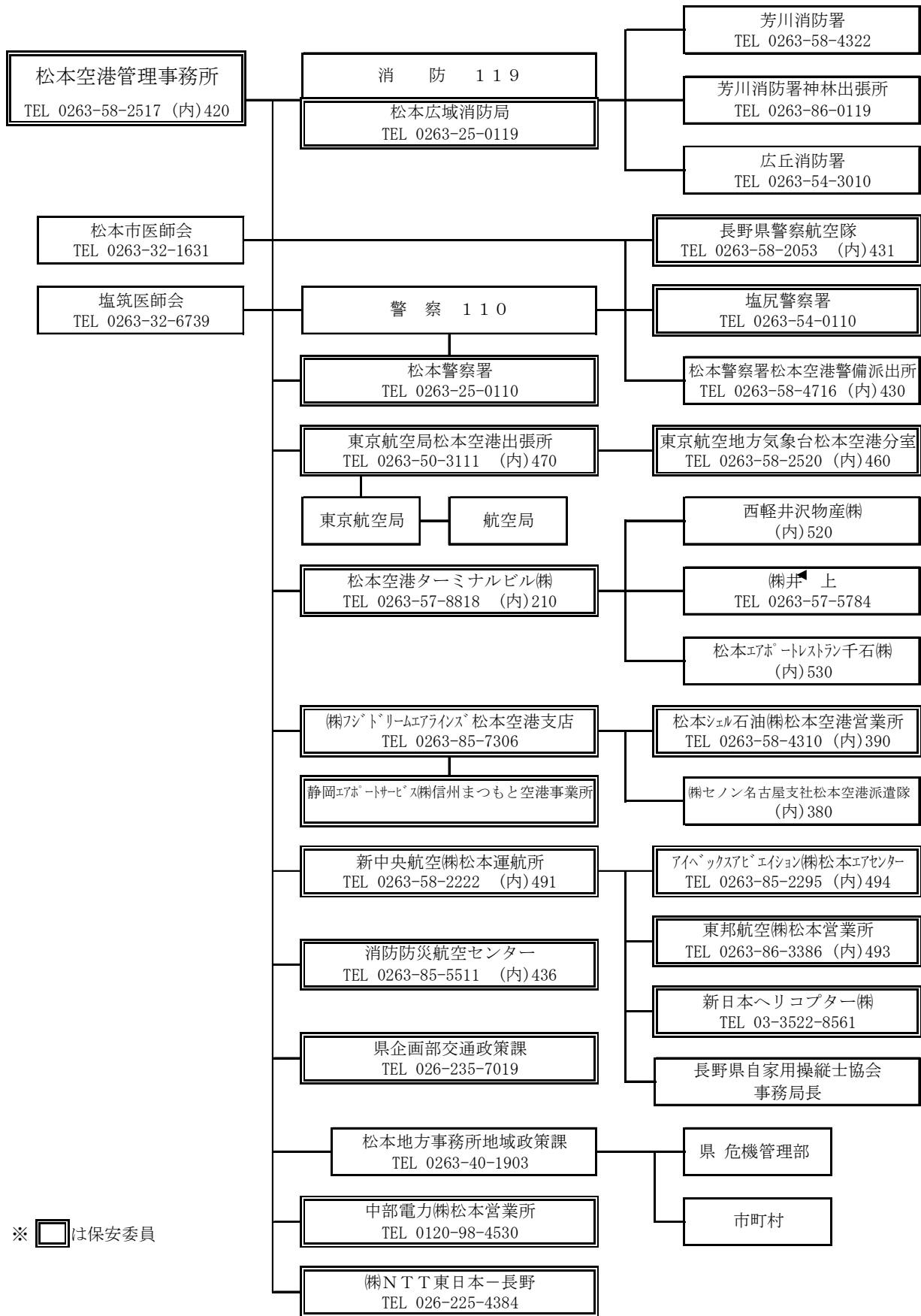
(別表2)

松本空港消火救難隊班編成

隊長	松本空港管理事務所長
副隊長	東京航空局松本空港出張所長
通報連絡班 7人	
◎	松本空港管理事務所 4人
	東京航空地方気象台松本空港分室 1人
	静岡エアポートサービス(株) 2人
消火班 10人	
◎	松本シェル石油(株) 2人
	松本空港管理事務所 1人
	消防防災航空センター 3人
	新日本警備保障(化学消防車) 4人
救護誘導班 15人	
◎	(株)フジドリームエアラインズ 1人
	静岡エアポートサービス(株) 4人
	松本空港管理事務所 1人
	新中央航空(株) 2人
	松本空港ターミナルビル(株) 1人
	(株)井上 1人
	西軽井沢物産(株) 1人
	松本エアポートレストラン千石(株) 1人
	(株)セノン名古屋支店 3人
警備班 8人	
◎	県警察航空隊 2人
	松本空港管理事務所 2人
	東邦航空(株) 2人
	アイベックスアビエーション(株) 1人
	松本空港ターミナルビル(株) 1人

- 注 1 消火救難隊は、緊急事態発生時における初期活動を行い、警察署、消防署、医療機関等の活動開始後はこれに協力するものとする。
- 2 ◎は、各班の班長選出事業所であり、事業所からの出動者で上級の役職名（隊長および副隊長は除く。）をもってあてるものとする。
- 3 人数は実働人員である。

別表3 松本空港緊急時連絡体制図



※ □ は保安委員

